

---

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会

第3回資料

—水道料金・下水道使用料の改定の有無及び改定水準について—

—生活保護減免について—

—その他(水道料金体系の概要について)—

令和2年11月12日

佐倉市 上下水道部 経営企画課

# 目次

---

## ○水道料金・下水道使用料の改定の有無及び改定水準について

- 1. 前回の懇話会のまとめ 2頁
- 2. 水道料金の改定水準パターンについて 8頁

## ○生活保護減免について

- 3. 生活保護減免について(第2回懇話会概要) 13頁
- 4. 生活保護減免の廃止の有無について 22頁

## ○その他

- 5. 水道料金体系の概要について 25頁

---

## 1. 前回の懇話会のまとめ

## (1) 前回、懇話会のまとめ その①

### 前回(10/6 第2回懇話会)事務局からの主な説明内容

- 水道事業および下水道事業について、令和3年度から令和12年度までの今後10年間の財政推計をお示しました。
- 全体の傾向として水道事業及び下水道事業ともに、人口減少に伴い料金(使用料)収入が減少し、企業の経営成績を示す当年度純利益は赤字又は減少(※1,2)していくこと、また、特に水道事業については、これらを要因として現預金の残高も大幅に減少し、現行の料金を維持したまま経営を続けると、令和9年度には現預金がマイナスに転じる、などの推計結果でありました。  
※1 水道事業の純利益: 令和4年度には赤字に転じ、以降マイナス幅が拡大      ※2: 下水道事業の純利益は減少傾向
- 事業経営において重要な要因となる現預金残高について、本市としての考え方(※3)をお示しました。
- 本市が考える現預金残高の考え方に照らし、水道、下水道事業の財政推計を評価分析した結果、水道事業については、令和9年度には、現預金残高がマイナスとなり危機的状況になることから、料金のあり方について検討が必要であること、下水道事業については、上記の現預金残高を推計期間中、維持することが可能であり、現行の使用料体系で、当面の間は、経営が可能であること、などをご説明しました。

### ※3 【本市が考える現預金残高】

本市では、災害対応と大幅値上げの回避のため、年間給水収益(使用料収入)の1/2程度を確保することが望ましい、と考えています。(今回の財政推計における基準額としては、水道は15億円から16億円程度、下水道は、12億円から13億円程度)

#### ■理由1: 災害対応(災害への備え)

現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として6カ月を想定し、それに見合う現預金を保有すべきと考えていること。

#### ■理由2: 大幅値上げの回避

本市では、改定時の大幅値上げを回避するため、資産維持費の一部をあらかじめ確保することとし、その額は、水道料金算定要領に定める償却対象資産の3%の1/2、1.5%相当の額が望ましいと考えていること。

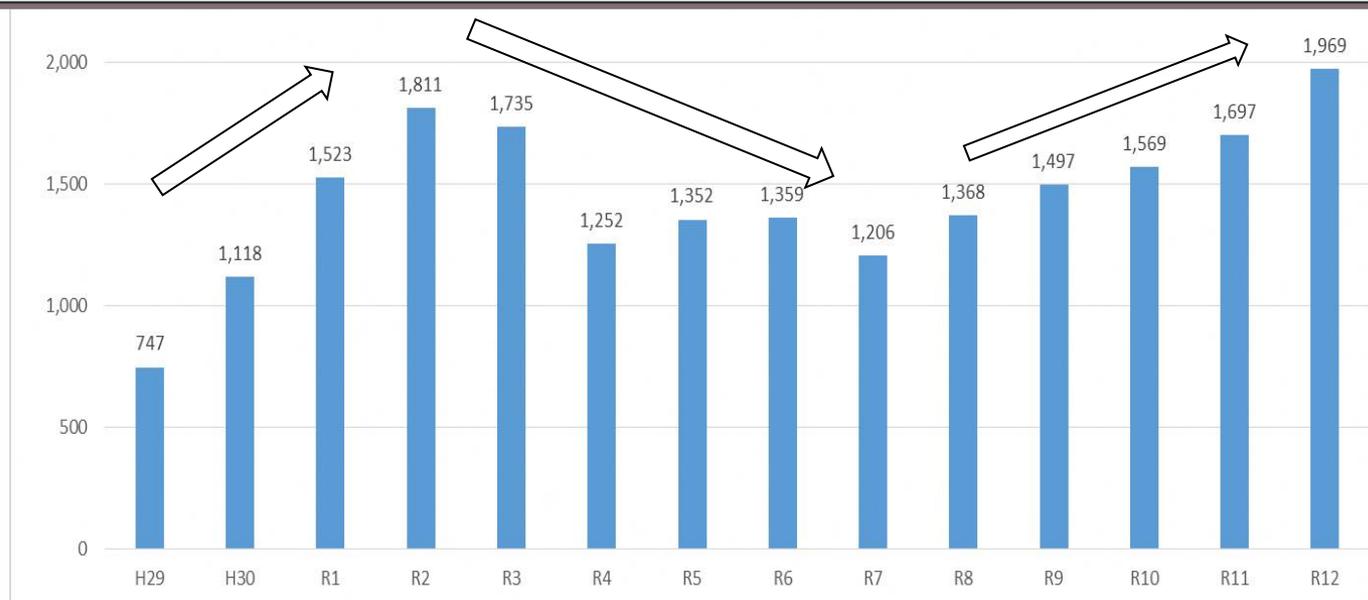
## (1) 前回、懇話会のまとめ その②

### 補足説明 下水道事業における財政推計結果について・・(P26 現預金残高の推移)

【質問】 下水道事業の現預金は、令和2年度までは増加し、その後、令和3年度から令和7年度までは減少傾向(微増微減含む)、令和8年度からは、再度、増加していることの原因について

#### 【説明】

- 令和2年度までの増加…国の補助制度が従来の長寿命化計画から点検調査を重視したストックマネジメント計画(SM計画)に変更されたことから新たにSM計画を策定する必要があり、この間、事業費を一時的に縮小せざるを得なかったため。
- 令和3年度から令和7年度の減少傾向…SM計画に移行し、同計画に基づく事業がスタートしたことに加え、市単独事業(SM計画以外の事業)での管渠改築工事を予定していることで、事業費が一時的に増加したため。
- 令和8年度以降の増加…前述の市単独事業が終了したことに加え、SM計画に基づく点検調査、予防保全の推進により管渠工事費の軽減を見込んだため。



## (1) 前回の懇話会のまとめ その③

### 懇話会における意見について

- 水道事業というのは独立採算を原則とし、かかる費用は原則として水道料金収入で賄わなければならない
- 収入は人口減少等で料金の元となる有収水量が減っていったら今後増加は見込めない状況である
- 費用は老朽管の更新や耐震化を行っていかねばならず、この費用を今後、水道料金で賄っていかねばならない
- 料金改定は先延ばしにするほど後世につけを回すことになるので改定率もその分大きくなることが予想される
- 少しでも経費を抑えて、井戸を廃止せずに現況のまま利用できないのか
- 佐倉には地下水があるのに、県の条例により資源が使えるのは納得いかない
- 今後、人口略奪戦をしなければならぬ時期に入り、市として人口を増やす算段をどうやっているのか
- 受水費を抑えるために働きかけはしているのか
- 財政推計が赤字になっていくことを考えると先送りすると先の人たちがもっと大変だ
- 前回の懇話会で下水道使用料の改定もあったので先送りしたが、水道料金について先送りはできない
- 重要施設への水道管の耐震化は税金の方で賄った方が良くはないか
- 料金改定の要因である人口減少、受水の増量、設備の追加費用に対して議会に説明し、市民に理解してもらおう
- 水道事業の管などの規格も同様と思われるので業者や、近隣の市や県を巻き込んで単価を下げる着眼点をもってほしい
- 水道事業の共同化、広域化といった他の事業体とのスケールメリットを活かされるような算段があるのではないか
- 市として経費をどう削減しているかの努力を示してほしい
- 下水道事業というのは公営企業として原因者負担が原則である
- 下水道事業については現状の使用料体系を維持していく

## (1) 前回、懇話会のまとめ その④

### 経営改善に向けた上下水道部の取り組み

- 前回懇話会において、今後、料金改定を考える際は上下水道部の経費の削減の努力を示すべきとの意見がありました。
- 上下水道部としては、厳しさを増す経営環境においても持続的な経営を可能とするため、様々な事務改善に取り組んでいます。以下主なものとして、これまで取り組んできたこと、今後、実施に向けて取り組んでいることをまとめました。

#### これまで実施済みのもの

- ・従来市長部局と上下水道部において別々に行っていた契約、検査事務を市長部局の契約検査室に一元化。
- ・下水道事業の地方公営企業法適用会計(企業会計)移行に伴い(千葉県内では3番目)、水道部と下水道課を組織統合し、上下水道部を設置。(2名程度の人員増加を抑制)
- ・浄水場とポンプ場の管理を一括して業務委託することによる経費節減を図る。(5年で約2,850万円)
- ・遊休地を活用し駐車場として貸し付ける。(令和元年度実績約180万円)
- ・有料広告事業の創設により、公用車の両側面に有料広告を掲載する。(令和元年度実績約22万円)
- ・企業債借入に伴う据置期間の廃止により支払利息の額を縮減。(平成29年3月借入分より)

#### これからの取り組み(検討段階を含む)

- ・水道料金等の検針・収納等における窓口業務について業務委託を行うことで委託業務の拡大を図り、併せて組織を現行の4課体制から3課体制に再編し、効率的で機動性の高い組織体制を構築する(令和3年度から実施、年間2千万円程度の人件費の節減が見込まれる)。
- ・水道事業及び下水道事業の広域化の検討。
- ・受水単価の引き下げ要望の実施。
- ・大規模建設工事に係るデザインビルド方式(設計と施工の一体化)の導入。
- ・職場に設置する携帯電話の廃止・縮小(個人の携帯電話を活用し、業務連絡を別請求にするサービスの導入を検討)。
- ・受益者負担の適正化による手数料等の定期的な見直し。

## (1) 前回、懇話会のまとめ その⑤

### 今後の方針について

- 水道事業については、現時点で現金預金があるものの財政推計が示すとおり基準額の15億円を令和7年度に下回る。災害対応と大幅な値上げを回避するためには、料金体系の見直しが必要な時期と捉えている。
- 下水道事業については、平成29年7月に下水道使用料の改定を行い、財政推計が示すとおり基準額の12億円の現金預金を当分の間、維持できる見込みがあり、下水道使用料は据置きと捉えている。
- 【今後の方針】水道料金の改定も視野に入れつつ、改定するか否か、また改定する場合は、具体的な改定水準や料金体系などについて、更に議論をかさねる。

---

## 2. 水道料金の改定水準パターンについて

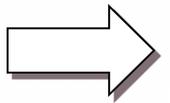
# (1) 料金等の算定期間について

## 今後の懇話会と料金等の改定スケジュール(予定)

- 上下水道部では、これまで不定期に懇話会を開催し、水道料金及び下水道使用料(料金等)のあり方を検討してまいりました。(今回は、平成26年度実施)
- 今後については、当市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画(市総合計画)との整合性をより一層高めるため、定期的に懇話会を設置してまいりたいと考えています。
- 具体的には、市総合計画に基づく基本計画の計画期間と懇話会の設置時期を合わせ、料金等のあり方を定期的に検討しようとするものです。

懇話会と料金等の改定スケジュール(予定) ※本表スケジュールは、改定時のもので、改定しない場合、条例改正はありません。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
懇話会	○				○				○				○			
条例改正		△				△				△				△		
改定			■				■				■				■	
算定期間			← 算定期間				← 算定期間				← 算定期間				→	→
市総合計画	前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画				次期基本計画		前期	



## 料金等の算定期間

- 上図のとおり、市総合計画にあわせ、料金等のあり方を検討することしたため、今回の算定期間は、令和4年度(改定年度)から令和7年度(次回改定年度の前年度)と致しました。

## (2) 水道料金の改定水準パターンについて

- 改定パターンについては、今回の料金算定期間(令和4年度から令和7年度まで)に加え、次回の料金算定期間(令和8年度から令和11年度まで)までを視野に入れ、本市が考える現預金残高(年間給水収益の1/2程度で15億円から16億円)を維持する前提で改定率を設定しました。
- なお、下表、料金改定率の内、令和8年度(R8)は、参考値です。本懇話会の検討は、下表では、R4が検討対象ですが、本件検討にあたり、次回改定率も重要な要因と考え、参考値としてお示しするものです。

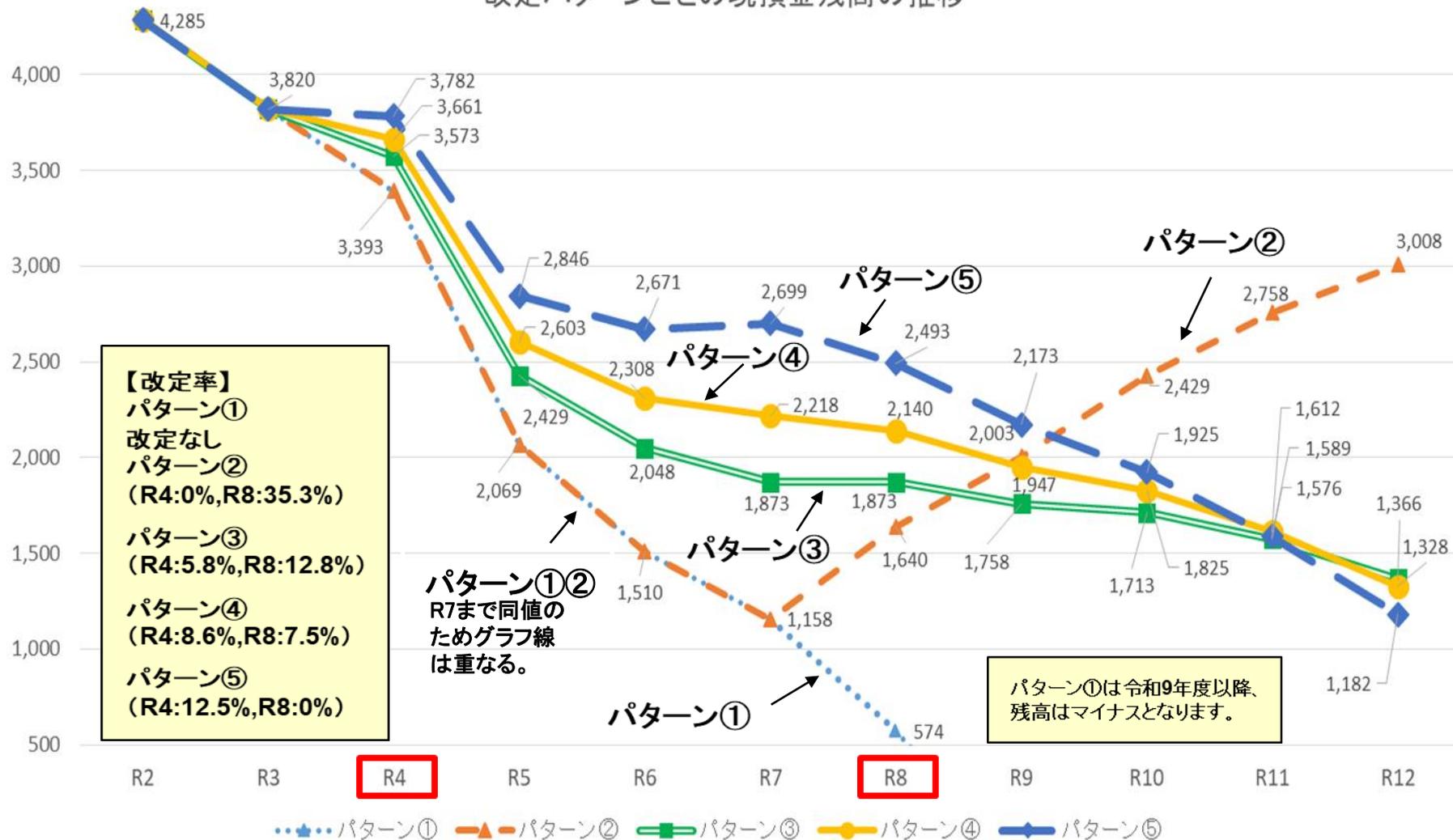
### 【料金改定パターンの考え方】

	料金改定率		説明
	R4	R8(参考)	
パターン①	改定なし		今後改定をしないパターン。 現預金残高は令和7年度に15億円を下回り、令和9年度にはマイナスとなる。
パターン②	0.0%	35.3%	令和4年度に改定を行わないパターン。 令和7年度に15億円を下回るため、令和8年度に確保すべき現預金残高を回復させるために令和8年度に大幅な値上げが必要となる。
パターン③	5.8%	12.8%	令和11年度まで15億円以上の現預金確保を前提に令和4年度の改定率を極力低くしたパターン。 令和4年度の改定率を5%台に抑えることができたが、令和4年度での改定率を抑制した分、令和8年度には10%を超える改定率となる。
パターン④	8.6%	7.5%	令和11年度まで15億円以上の現預金確保を前提に令和4年度と8年度の改定率を極力平準化したパターン。 令和4年度と8年度の改定率を共に10%未満に抑え、改定率を平準化することで極端な料金改定を避けることができる。
パターン⑤	12.5%	0.0%	令和4年度のみ料金改定するパターン。 早めに大きく上げることで料金改定の周期を伸ばすことができる。

### (3) 改定パターンごとの現預金残高の推移

(単位: 百万円)

改定パターンごとの現預金残高の推移



## (4) 改定パターンごとの現預金残高経過表

(単位: 百万円)

			注2 【改定】			【改定】			【改定】				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
パターン①	令和4年度	改定なし	4,285	3,820	3,393	2,069	1,510	1,158	574	-120	-737	-1,438	-2,205
	令和8年度	改定なし											
パターン②	令和4年度	0.0%	4,285	3,820	3,393	2,069	1,510	1,158	注1 1,640	2,003	2,429	2,758	3,008
	令和8年度	35.3%											
パターン③	令和4年度	5.8%	4,285	3,820	3,573	2,429	2,048	1,873	1,873	1,758	1,713	1,576	1,366
	令和8年度	12.8%											
パターン④	令和4年度	8.6%	4,285	3,820	3,661	2,603	2,308	2,218	2,140	1,947	1,825	1,612	1,328
	令和8年度	7.5%											
パターン⑤	令和4年度	12.5%	4,285	3,820	3,782	2,846	2,671	2,699	2,493	2,173	1,925	1,589	1,182
	令和8年度	0.0%											

注1: パターン②については、令和7年度(R7)の現預金の落ち込みを令和8年度(R8)で一気に回復させたため高い改定率となり、また、当該改定率を維持したために令和9年度(R9)以降の現預金は大幅に増加しています。

注2: 上記【改定】は、当市の予定として考えております。

---

### 3. 生活保護減免について(第2回懇話会概要)

# (1) 佐倉市行政改革(市全体の取組による改革)

## 第6次佐倉市行政改革大綱(令和2年3月) から抜粋

### 基本目標 3 : 市全体の取組みによる改革

～多様な主体が連携・協力して取り組むまちづくりの推進～

#### ③安心して住み続けられるまちづくりの推進

少子高齢社会の進展を背景とした行政需要の増加により、扶助費等の歳出額は年々増加しています。今後も更なる少子高齢化により歳出額の増加は避けられないものと想定されますが、社会情勢に合わなくなった事業は廃止し、その財源をもって市民が安心して住み続けられるように必要とされる行政サービスに充てます。

扶助費に限らず、公共施設やインフラ施設の整備等に係る投資的経費についても、事業の優先順位を定めて財政運営の効率化と最適化を図ります。

改革項目	概要
社会情勢にあった福祉サービスの実施	・ 社会情勢、財政状況に応じた市単独扶助事業、 <u>減免制度の精査、見直し</u>
投資的経費に係る優先順位の設定	・ 公共施設、インフラ整備等について、事業の優先順位を設定

## (2) 生活保護制度について

### ○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。  
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的费用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）

※上記のほか、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。

※厚生労働省 H310318\_第1回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会より抜粋

「光熱水費等」とは、

生活保護基準算定の基礎となる全国消費実態調査の分類では、「光熱・水道」に分類され、「電気代・ガス代・他の 光熱(灯油・石炭など)」と並び「上下水道料」とある。

(参考)佐倉市(2級地-1)

○生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和元年10月)

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

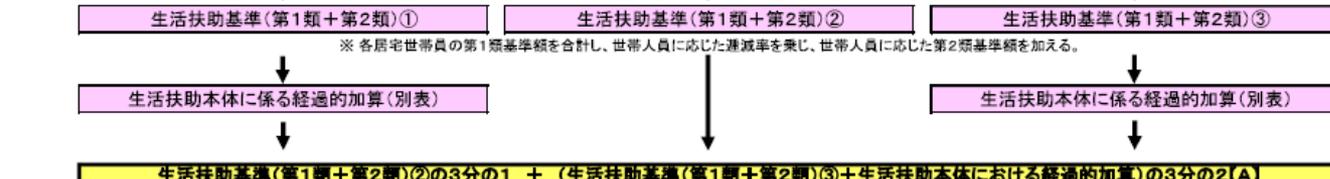
(単位:円/月額)

		生活扶助基準(第1類)																	
		基準額①						基準額②						基準額③					
年齢	基準額①						基準額②						基準額③						
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
0~2	21,820	20,830	19,850	18,860	17,890	16,910	27,040	25,880	24,440	23,870	22,810	21,860	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940	
3~5	27,490	26,260	25,030	23,780	22,560	21,310	30,390	29,100	27,470	26,840	25,650	24,560	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940	
6~11	35,550	33,950	32,350	30,750	29,160	27,550	34,880	33,380	31,530	30,790	29,420	28,180	45,640	44,320	42,140	42,140	39,220	37,780	
12~17	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	39,720	38,030	35,910	35,070	33,510	32,100	47,750	46,350	44,070	44,070	41,030	39,520	
18~19	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	39,720	38,030	35,910	35,070	33,510	32,100	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250	
20~40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570	38,970	37,310	35,230	34,410	32,880	31,500	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250	
41~59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880	39,920	38,200	36,070	35,230	33,680	32,260	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250	
60~64	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	39,540	37,850	35,730	34,910	33,350	31,960	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250	
65~69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	39,540	37,850	35,730	34,910	33,350	31,960	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510	
70~74	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	34,310	32,840	31,010	30,290	28,940	27,730	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510	
75~	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	34,310	32,840	31,010	30,290	28,940	27,730	40,920	39,730	37,780	37,780	35,160	33,870	

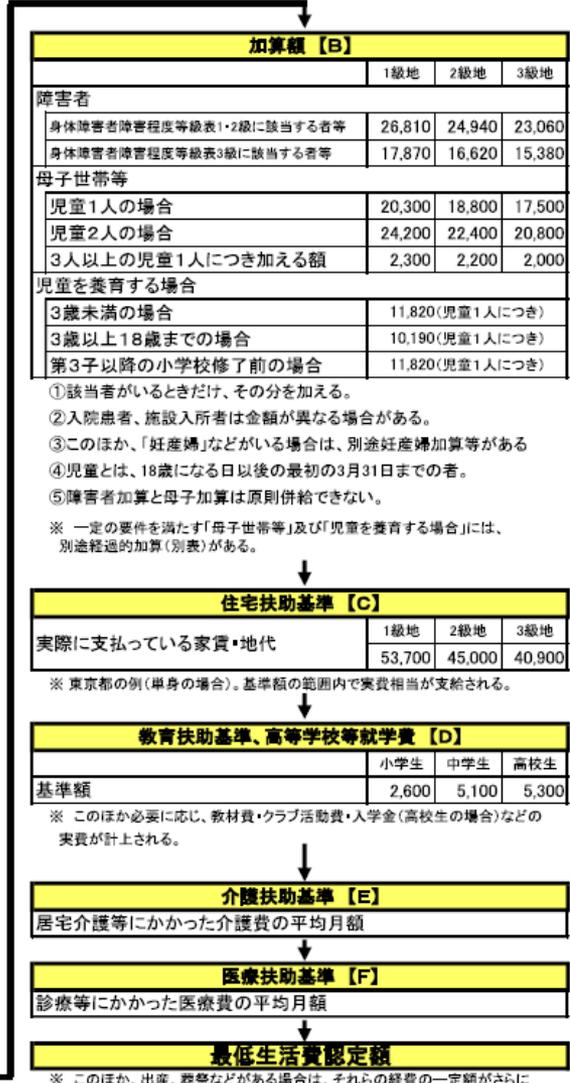
人員	減減率①						減減率②						減減率③					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683

		生活扶助基準(第2類)																	
		基準額①						基準額②						基準額③					
人員	基準額①						基準額②						基準額③						
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
1人	45,320	43,280	41,240	39,210	37,160	35,130	41,380	39,600	37,400	36,540	34,910	33,440	28,890	27,690	27,690	27,690	27,690	27,690	
2人	50,160	47,910	45,640	43,390	41,130	38,870	50,890	48,710	46,000	44,930	42,940	41,120	42,420	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660	
3人	55,610	53,110	50,600	48,110	45,600	43,100	60,000	57,430	54,230	52,970	50,620	48,480	47,060	45,110	45,110	45,110	45,110	45,110	
4人	57,560	54,970	52,390	49,780	47,200	44,610	62,490	59,800	56,470	55,160	52,700	50,480	49,080	47,040	47,040	47,040	47,040	47,040	
5人	58,010	55,430	52,800	50,210	47,570	44,990	66,610	63,760	60,210	58,810	56,200	53,840	49,110	47,070	47,070	47,070	47,070	47,070	

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。札幌市の例:4人世帯の場合は月額22,270円(10月~翌4月)



※「生活扶助基準(第1類+第2類)②」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①」×0.9より少ない場合は、「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」に読み替える。  
 ※「生活扶助基準(第1類+第2類)③」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①」×0.855より少ない場合は、「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.855」に読み替える。



### (3) 減免制度の動向（令和2年4月現在）

#### ○水道事業

千葉県内 38事業者のうち、佐倉市を含む 7事業者が生活保護受給者に対する減免制度があります。  
一方。減免制度がない事業者は、31事業者あります。

#### ○下水道事業

千葉県内 35事業者のうち、佐倉市を含む17事業者が生活保護受給者に対する減免制度があります。  
一方。減免制度がない事業者は、18事業者であります。

なお、減免制度がない事業者のうち、4事業者は、過去に減免制度を廃止しています。  
（廃止については、平成20年度以降に廃止したものを集計）

※事業者としているのは、市町村ごとの運営ではなく、千葉県営水道局のように広域化し、経営を行っているためであり、水道事業と下水道事業の事業者数が異なるのは、運営の範囲が異なるためである。

#### 減免制度のある事業者

水道事業	下水道事業
佐倉市、松戸市、印西市、白井市、流山市	佐倉市、松戸市、印西市、白井市、流山市
千葉市、千葉県水道局（※1）	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、市原市、野田市、旭市、大網白里市、柏市、八街市、木更津市、栄町

※1 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域及び千葉市、船橋市、習志野市、松戸市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部

廃止をした理由については、二重給付の解消や行政改革によるものです。

	水道事業	下水道事業
袖ヶ浦市	実施していない (かずさ水道広域連合企業団として)	平成21年 7月 廃止
東金市	実施していない (山武郡市広域水道企業団として)	平成25年10月 廃止
館山市	実施していない (三芳水道企業団として)	平成30年 4月 廃止
千葉市	実施している (市営水道として)	令和 2年 4月 廃止 ※経過措置 1年間

	水道事業	下水道事業
神奈川県営水道	平成27年4月～	—
藤沢市(神奈川県)	県営水道として廃止	令和元年7月～
厚木市(神奈川県)	県営水道として廃止	令和2年4月～
川西市(兵庫県)	平成29年4月～ ※経過措置として平成28年度以前より継続して適用を受けている世帯は、平成29年度2期分(平成29年6月または7月の水道メーター検針分)より廃止します。	平成29年4月～

## (4) 第2回懇話会(まとめ)

生活保護減免制度の運用については、行政改革懇話会からの提言において、「少子高齢化社会の進展を背景とした行政需要の増加により、扶助費等の歳出額は年々増加している。今後も更なる少子高齢化により歳出額の増加は避けられないものと想定されるが、社会情勢に合わなくなった事業は廃止し、その財源をもって市民が安心して住み続けられるよう必要とされる行政サービスの精査に努められたい」とされており、その提言を受けた第6次佐倉市行政改革実施計画において、改革項目に挙げられています。

### 検討事項していただきたいこと

- 1 本市の生活保護減免制度は、水道事業が、佐倉市給水条例、下水道事業が佐倉市下水道条例に基づき運用しているが、いずれも運用開始から相当の期間が経過し、制度を取り巻く社会環境が大きく変貌していることから時代や環境の変化に対応した事業運営を行うにあたり、制度を存続させる必要性について
- 2 生活保護費のうち生活扶助費の基準額に、水道料金・下水道使用料は、光熱水費として含まれることから、負担の適正化を図るため、制度を廃止とするかについて  
なお、減免相当額は、一般会計からの繰入は出来ず、受益者負担の原則から、使用者が負担しているものである。(廃止することにより、値上げの抑制効果となる)

## 第2回懇話会での主な意見

- ・生活保護という考え方を、独立採算事業でやっている水道事業に持ち込む必要はない。
- ・生活保護を受けなければならない方に対する措置は市役所の中の別の部署で考えて、それに見合う形の措置を暫定的に行いながら廃止していく方が絶対望ましいと思う。
- ・生活保護を受けている方の内容の中に生活扶助をされていながらなぜ減免されているのかというのは疑問だった。
- ・1,300万円を受益者負担で賄っているのは大きいと思う。独立採算ということなので、できればそれはなくして行っていただきたい。
- ・仮に水道料金の値上げということになると、値上げで皆さんの大変な時に、生活保護の方も水道というものは絶対に生活に必要なものなので、食事と同じような感覚のものだと思う。何とか違う面で福祉の方で協力をいただきながら水道に関しては減免してほしくないと思っている。
- ・水道料金というのは適正な原価で公正妥当なものでなければならないというのが公営企業法で決められていて、社会福祉施策のような政策的配慮というのは市長部局が行うことが原則なので水道料金を福祉減免する場合は一般会計からの繰り入れが大前提になる。ただし市全体の財政状況によって一般会計からの繰り入れが不十分だということで水道事業会計が負担しているところも全国的に見てもあるのが現状である。
- ・一般会計がこういうことについて、ある意味福祉的な観点からみたことになるのが良いのかどうかという議論があると思うので、その辺の考え方はある程度調整は取れているのか

---

## 市長部局の意見

(平成28年度)

- ・一般会計に生活保護減免相当額の負担を依頼したが、財源的な理由で負担をするのは難しい状況
- ・負担はできないけど福祉的な観点から減免は継続してもらいたいとのこと。

(令和2年度)

- ・第6次行政改革で、社会情勢にあった福祉サービスの実施として、「社会情勢、財政状況に応じた市単独補助事業、減免制度の精査、見直し」が掲げられた中で、福祉部門としては、上下水道部と引き続き協議をしていくとのこと。

---

#### 4. 生活保護減免の廃止の有無について

## (1) 廃止した場合の影響について

### 廃止した場合の影響

○水道料金 …… 1件当たりの影響額 年間約 73円(月あたり約6円)負担減

○下水道使用料 …… 1件当たりの影響額 年間約118円(月あたり約10円)負担減

※令和元年の減免額を給水件数、または下水道使用件数で割り返した数値

年度	生活保護 世帯数 (世帯)	水道減免 世帯数 (世帯)	下水道減免 世帯数 (世帯)	水道料金 減免額 (円)	下水道使用 料減免額 (円)	減免額 合計 (円)
令和元年度	950	658	603	5,254,741	8,030,035	13,284,776
	1世帯の標準的な減免金額(1か月分)			572(※1)	1230(※2)	1,802

※1 水道料金 …… 基本料金(税込)のみ減免 メータ13mmの1か月相当分で算定

※2 下水道使用料 …… 基本使用料(税込・20m<sup>3</sup>まで)のみ減免 1か月相当分で算定

## (2) 今後の方針について

### 今後の方針について(案)

○水道料金及び下水道使用料の生活保護減免について、廃止として進める。

現在設けている生活保護減免制度は、使用者全体においても負担の公平性の観点から不公平であることや、生活保護費に水道代が含まれていること、また、水道事業では実施が少ないこと、下水道事業においても、生活保護費に含まれていること、制度を廃止する事業者があること、さらには公営企業会計の原理原則に馴染まないものであることから、生活保護減免について、廃止として進める。

### 生活保護減免の廃止に伴う配慮の必要性について(案)

国において、平成30年度から段階的に生活保護基準額の見直しがされており、生活保護世帯への配慮は必要である。しかしながら、そもそも生活保護費に光熱水費が含まれていることには変わりはないため、経過措置は、設けないものとして進める。

なお、制度を廃止する場合には、この制度を長年継続してきた経緯から、必要な周知期間を設け、生活保護減免対象者等に対して丁寧に説明を行っていく。

### 廃止の時期について(案)

廃止時期は、令和3年度に条例改正、令和4年4月に廃止とする。

## 5. 水道料金体系の概要について

## (1) 水道料金体系

### 佐倉市水道料金表（1か月：税抜き）

- 水道料金は二部料金制「基本料金（メータ口径）＋従量料金（使用水量）」で算出されます。
- 料金体系は口径別基本料金と逦増型従量料金です。

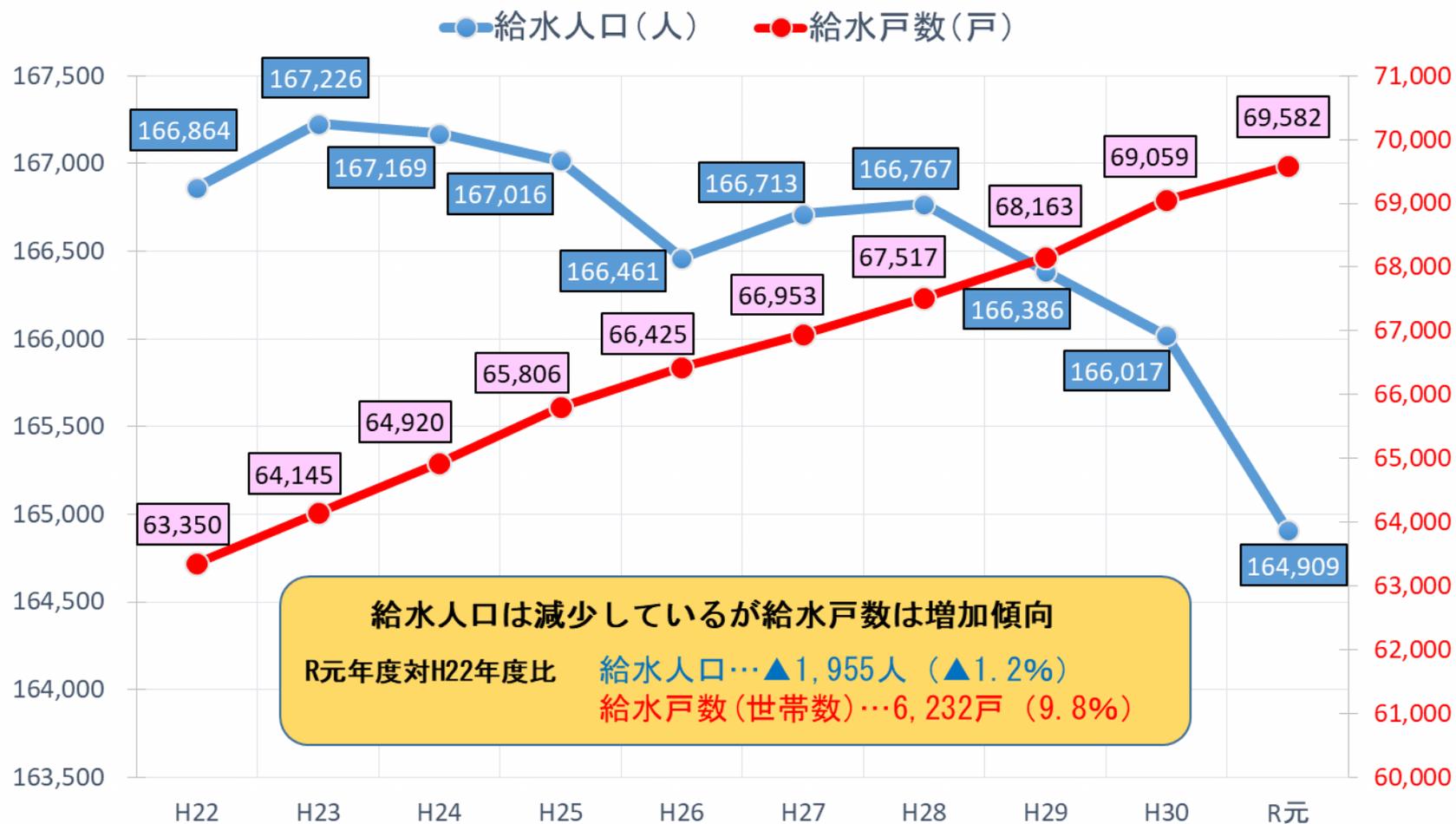
用途	メータ口径	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)				
			0－ 10m <sup>3</sup>	11－ 20m <sup>3</sup>	21－ 30m <sup>3</sup>	31－ 70m <sup>3</sup>	71m <sup>3</sup> 以上
区分無	13mm	520円	40円	65円	90円	115円	135円
	20mm	1,090円					
	25mm	1,950円					
	30mm	3,450円					
	40mm	5,950円					
	50mm	9,600円					
	75mm	21,400円					
	100mm	38,000円					
	150mm	83,000円					

○使用水量が多ければ、単価が段階的に高くなる**逦増型従量料金**です。

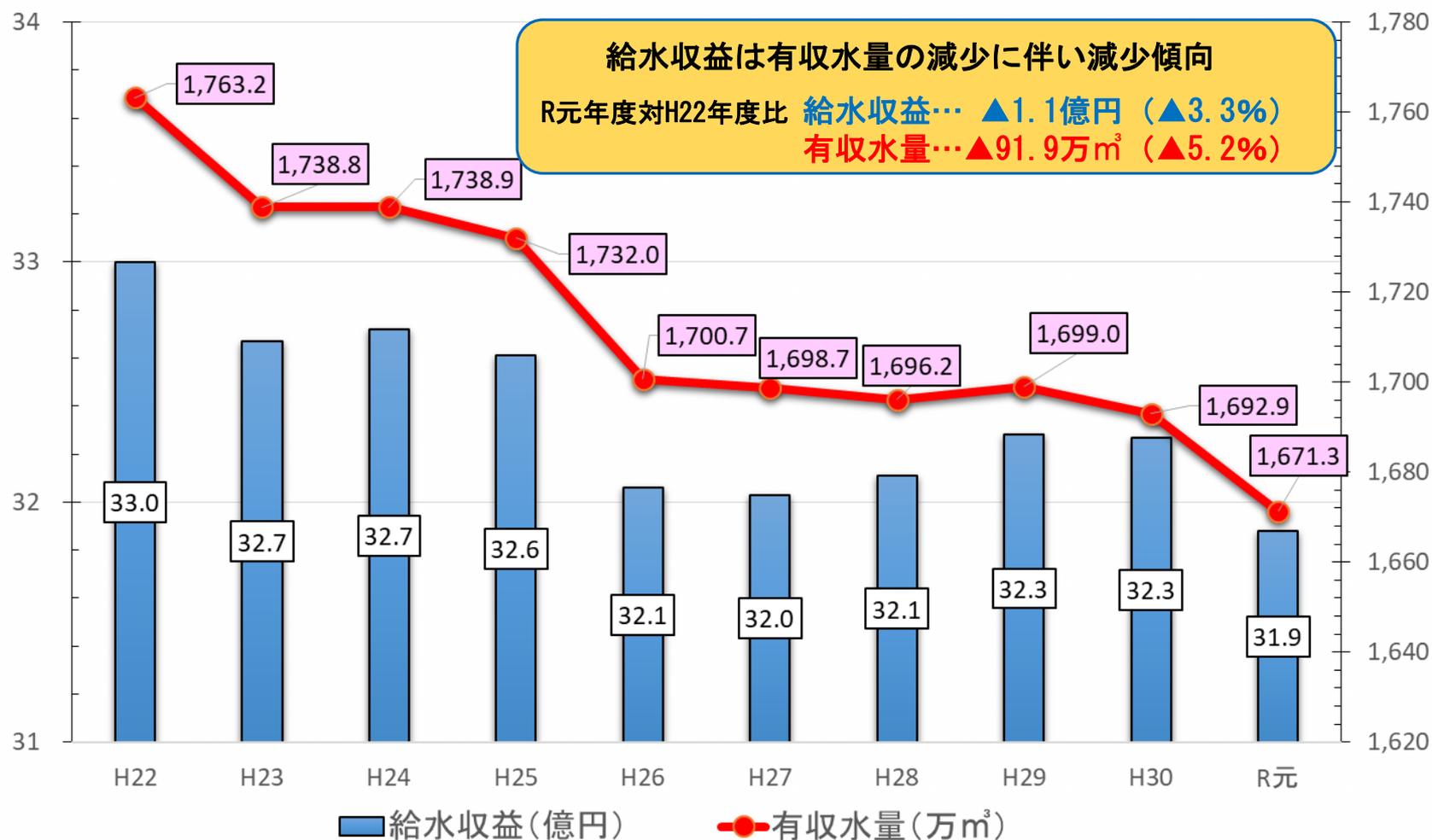
○逦増度(※)は、**3.8**です。

※逦増度＝最高従量料金単価÷最安従量料金単価

## 給水人口と給水戸数(世帯数)の推移 (佐倉市・平成22年度～令和元年度)



## 給水収益(税抜き)と有収水量の推移 (佐倉市・平成22年度～令和元年度)

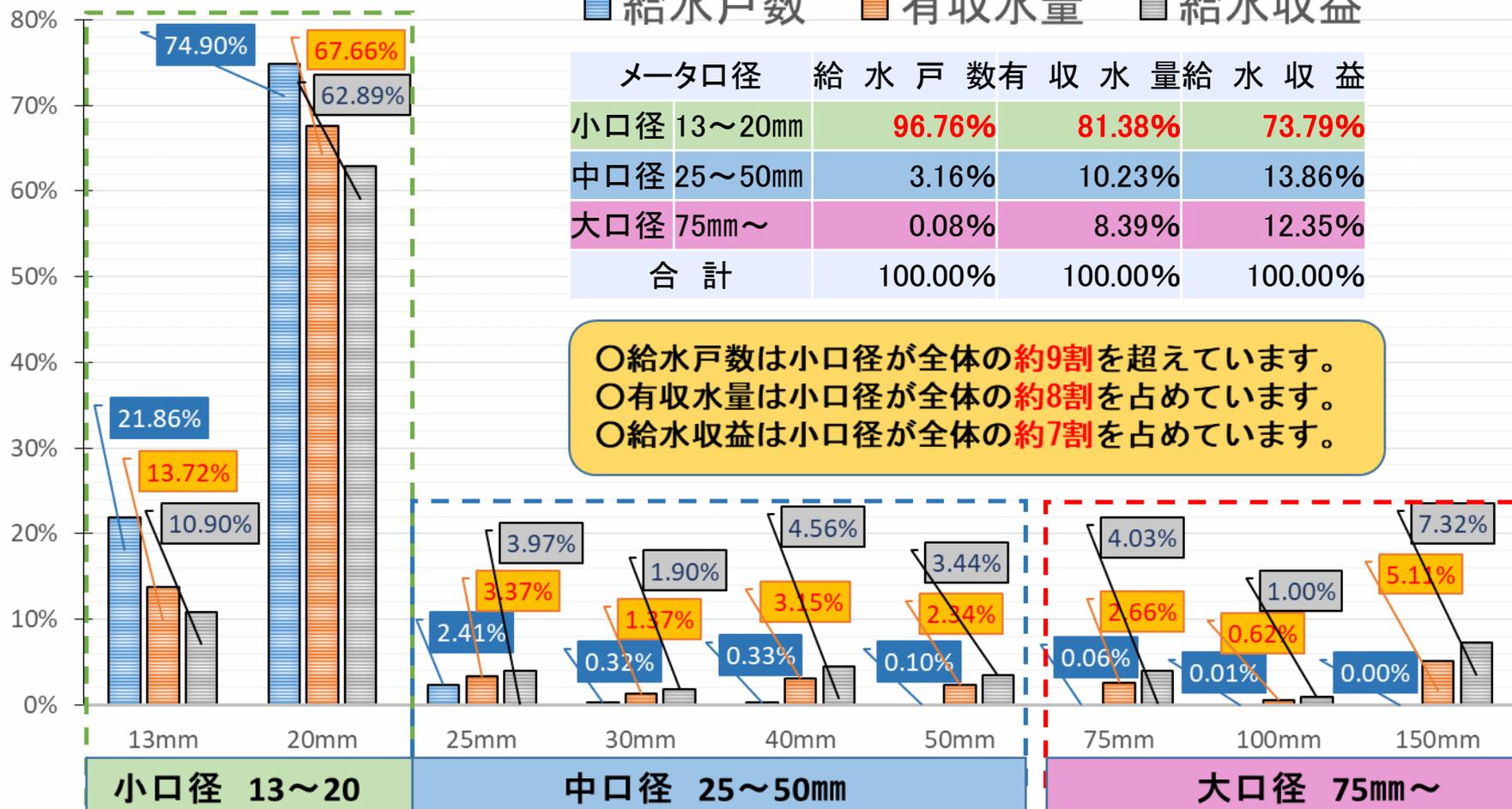


## 口径別給水収益・有収水量・給水戸数の割合（佐倉市・令和元年度）

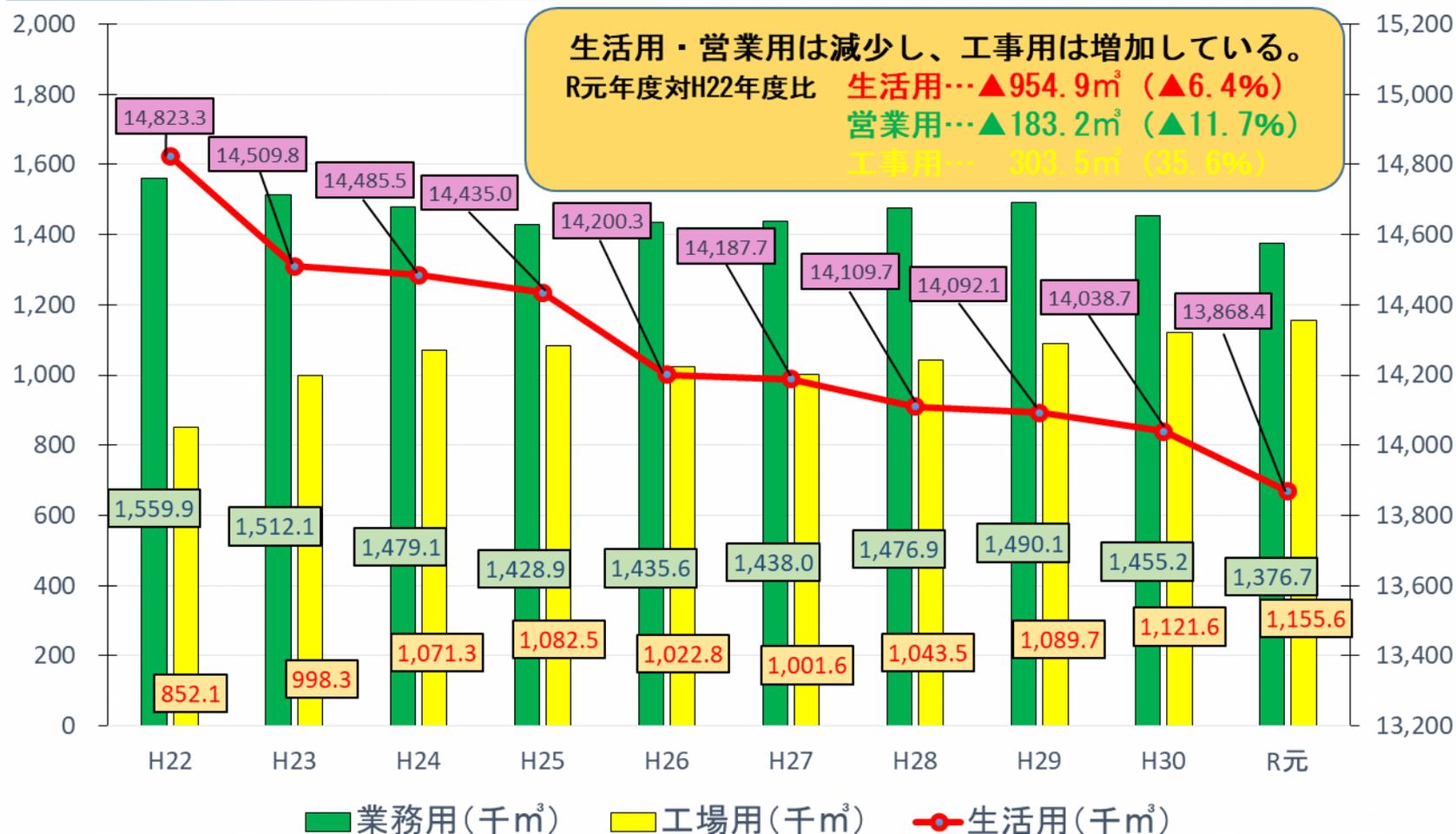
■ 給水戸数 ■ 有収水量 ■ 給水収益

メータ口径	給水戸数	有収水量	給水収益
小口径 13～20mm	96.76%	81.38%	73.79%
中口径 25～50mm	3.16%	10.23%	13.86%
大口径 75mm～	0.08%	8.39%	12.35%
合計	100.00%	100.00%	100.00%

○給水戸数は小口径が全体の約9割を超えています。  
 ○有収水量は小口径が全体の約8割を占めています。  
 ○給水収益は小口径が全体の約7割を占めています。

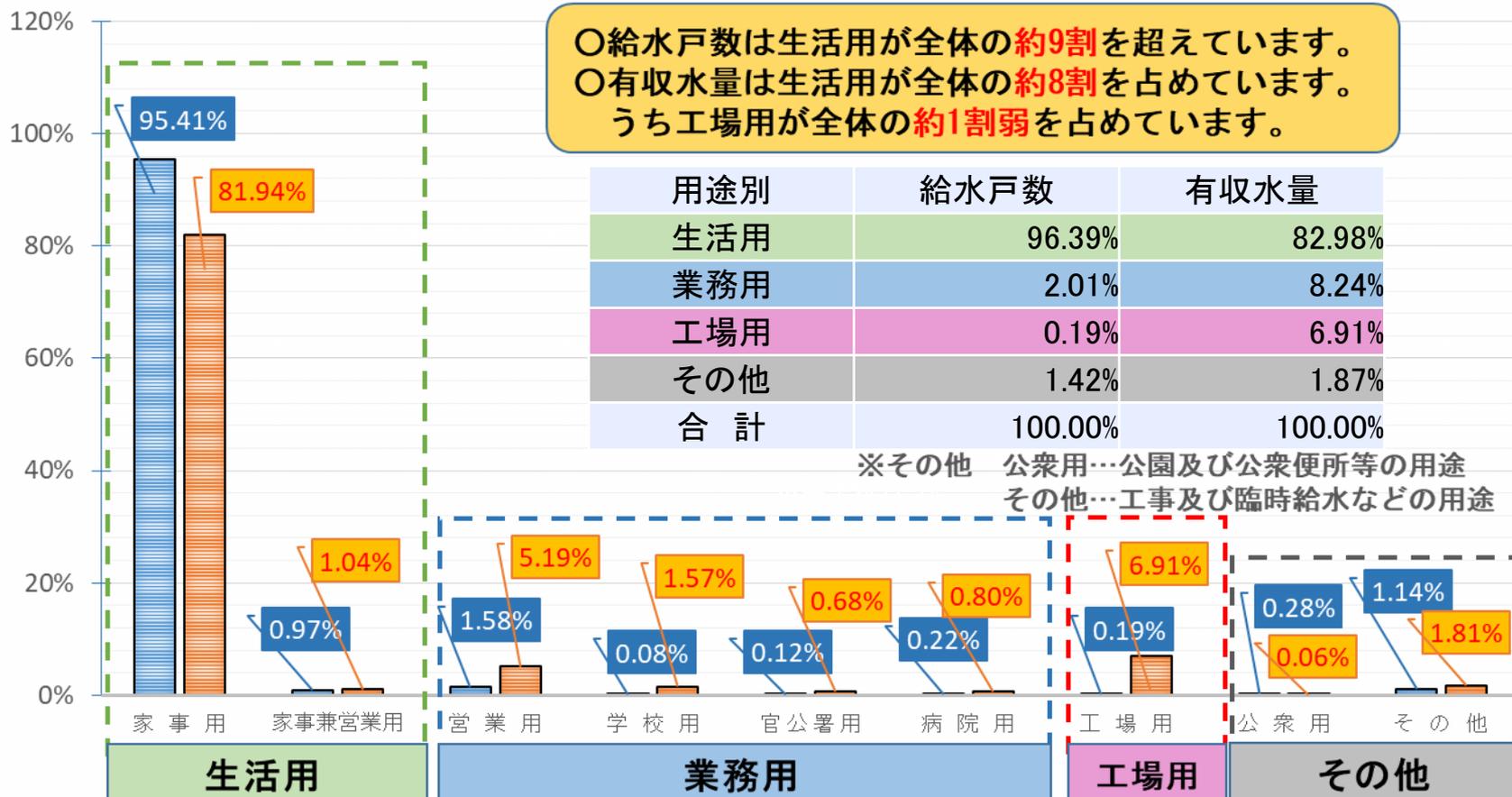


## 用途別有収水量の推移 (佐倉市・平成22年度～令和元年度)



## 用途別給水収益・有収水量・給水戸数の割合(佐倉市・令和元年度)

■ 給水戸数 ■ 有収水量



## 〈参考〉下水道使用料表(1か月:税抜)

○下水道使用料は二部使用料制「基本使用料＋従量使用料（使用量）」で算出されます。

○使用料体系は基本使用料（10m<sup>3</sup>/月まで）を含めた基本水量制と累進使用料制です。

用途	メータ口径	基本使用料	従量使用料					
		0－ 10m <sup>3</sup>	11－ 20m <sup>3</sup>	21－ 30m <sup>3</sup>	31－ 50m <sup>3</sup>	51－ 100m <sup>3</sup>	101－ 500m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> ～
区分無	区分無	1,118円	113円	139円	179円	212円	232円	246円

○使用量が多ければ、単価が段階的に高くなる**累進使用料**です。

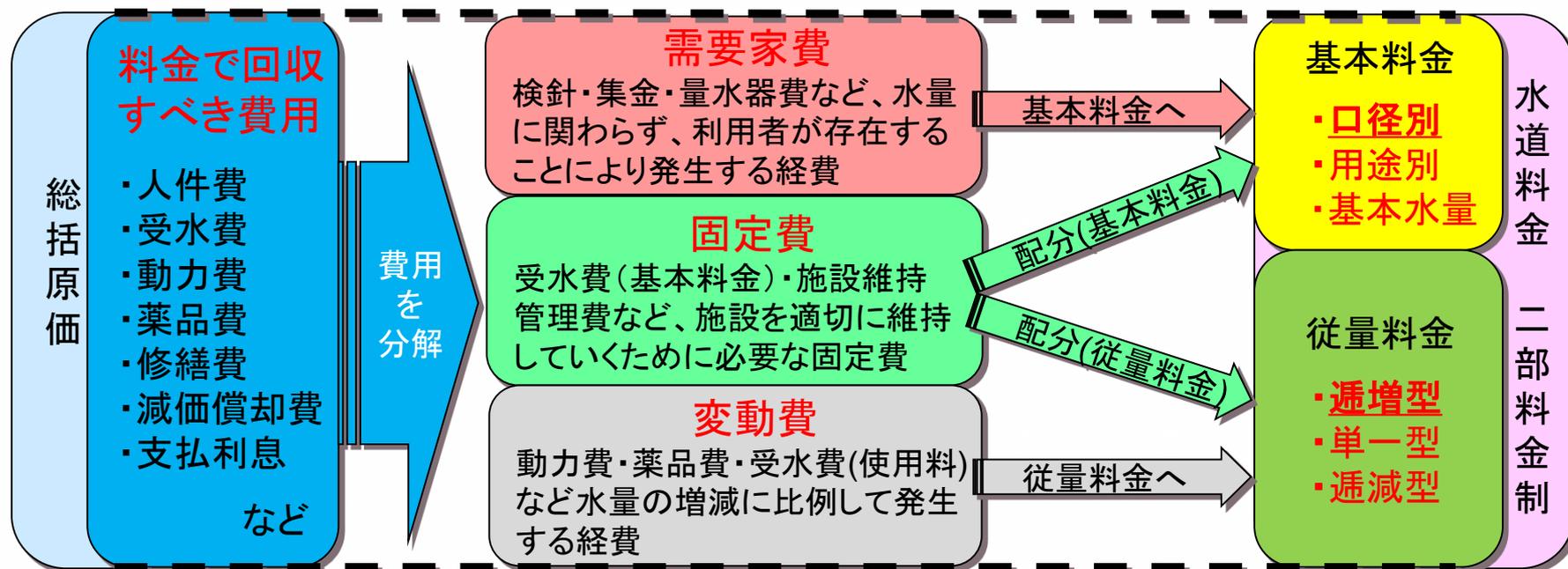
○累進度(※)は、**2.1**です。

※累進度 = 最高従量使用料単価 ÷ 最安従量使用料単価

## (2) 基本料金と従量料金の配分

### 水道料金対象経費(総括原価方式)について

- 料金算定手法は、大きく「資金収支積み上げ方式」と「総括原価方式」に分かれています。
- 資金収支積み上げ方式は、算定期間における全ての現金収支を積み上げ、その収支を原則として収支計画期間においてバランスさせる観点で料金を算定する方法です。
- 総括原価方式は、水道料金算定要領に示される方法です。減価償却費など現金支出の伴わない費用を含めて総括原価を算定し、料金総収入額と総括原価が等しくなるように料金を設定する方法です。



## 固定費の配分について（佐倉市・令和元年度）

- 固定費の性格上、本来であれば全額を基本料金に配分すべきとの考えもありますが、基本料金が著しく高くなることから、固定費の相当部分を従量料金に配分します。
- 水道料金算定要領に示される固定費の配分については、4つの配分基準の中から、事業の実態等を勘案して基本料金及び従量料金に配分します。

※各配分率は令和元年度決算による参考値です

	固定費の配分方法	基本料金 への配分率 ※需要家費含む	従量料金 への配分率 ※変動費含む	概 要
①	負荷率による配分 固定費を日最大給水量に対する 日平均給水量の割合で従量料金に按分	約19%	約81%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 = <math>(a - b) / a</math></li> <li>・従量料金 = <math>(b / a)</math></li> </ul> a:日最大給水量 b:日平均給水量
②	施設利用率による配分 固定費を浄水施設能力に対する 日平均給水量の割合で従量料金に按分	約30%	約70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 = <math>(c - b) / a</math></li> <li>・従量料金 = <math>(b / c)</math></li> </ul> c:浄水施設能力 b:日平均給水量
③	平均最大稼働率による配分 固定費を浄水施設能力に対する 日最大給水量の割合で従量料金に按分	約22%	約78%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 = <math>(c - a) / a</math></li> <li>・従量料金 = <math>(a / c)</math></li> </ul> c:浄水施設能力 a:日最大給水量
④	配給水部門費全額を配分 固定費総額のうち、配給水部門費以外を 従量料金に配分	約43%	約57%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 = e (配水給水部門費)</li> <li>・従量料金 = d + f</li> </ul> d:原浄水部門費 f:一般管理部門費

## 口径別基本料金・従量料金の割合（佐倉市・令和元年度）

